

2015サウジ地方選： 女性参加のインパクトは？



東京大学 総合文化研究科 特任准教授 辻上 奈美江

2015年12月、サウジアラビアで第3回全国統一地方評議会選挙が実施された。サウジで女性による立候補と投票が実現した初の選挙であったが、予想を超える21人もの女性が当選する結果となった。一見すると宗教的に保守的なサウジにおいて女性の地方政治への参加に道を拓く画期的な結果であったように見えるが、国内での人びとの選挙の受け止め方は総じて好意的ではなかった。2015年12月～翌1月にかけて主にリヤドで行った現地聞き取り調査では、地方選への無関心が広がり、いわゆる「部族政治」を批判する声も聞かれた。

サウジ地方選のこれまでの経緯

地方評議会議員の選挙による選出は、2003年の地方評議会法改正にさかのぼる。2001年の米同時多発テロ後、中東地域のテロの背景に非民主主義体制があると考えた国際社会は同地域の民主化を急いだ。外部からの民主化圧力に加えてサウジ国内でも改革派と呼ばれる人びとから請願書を通じた民主化要求が起きた。立憲君主化や勅選の諮問評議会への選挙導入を求めるような、サウジにとっては過激な請願も含まれたが、これらの要求には政府は主導者を拘束するなどして対応した。結果的に、地方選挙の半数のみを選挙とする「消極的民主化」が導入されることが決定した。

これを受けて2003年に改正された諮問評議会法では、議員の半数を選挙で選出することが定められたが、立候補・投票が認められたのは男性のみで、女性は選挙そのものから完全に除外されることになった。2005年に実施された第1回全国統一地方選では、さらなる失望を生んだ。ジェッダではイスラーム学者たちが投票すべき人物を示した「黄金リスト」が発表され、リストに示された人物がそのまま当選した。

サウジは地方選を通じて対外的に最低限の民主化手続きを経験したことを示すことができたが、国内では逆に選挙そのものに対する失望を生むことになった。地方評議会議員が公園の整備や街の美化などに関する限られた権限しか持ち得ないことも無関心を助長した。

2009年、4年間の任期末を前に、次の地方評議会選挙を実施する時期を迎えていたもの

の、「選挙の再評価のため」として選挙そのものが延期された。議員の任期が2年間自動更新されることとなったが、このことに大きな反発が起きなかったのは、国民の選挙への失望が大きかったことも一因であるだろう。

次の議員の任期の期限が2011年となったのは、サウジ政府には結果的に好都合となった。2011年頭から「アラブの春」で周辺アラブ諸国が呆気なく崩壊する様子を目の当たりにしたサウジは、大急ぎで巨額の資金を投じて国民の住宅対策や失業対策に乗り出した。「アラブの春」に呼応するように、サウジ国内でも異例のデモが起き始めていたからである。地方評議会議員の任期終了も間近に迫っていたため、政府はこれらの経済対策に加えて第2回統一地方選挙の準備を整え始めたのである。国内では依然として地方選に対する無関心が広がっていたものの、少なくとも対外的には「民主化」プロセスが継続していることを示す機会となった。

だが、第2回地方選でも、第1回と同じく投票所の準備不足が理由で女性は立候補・投票の機会が与えられないこととなった。そこで一部の女性は女性の参政権付与を求める「バラディ運動」を開始する。地方評議会が「Al-Majlis Al-Baladi」とよばれていることに加えて「Baladi」が「私の国」を意味することもあって、「バラディ運動」と呼ばれるようになった。

女性の参政権が否定され活動家女性の失望感が広がるなか、アブドゥラー国王（当時）は自ら演説を行い、次回の選挙からは女性も参加できること、さらに諮問評議会に女性議員を誕生させることを約束した。実際に2013年1月から開始した第6期諮問評議会では、150人の諮問評議会議員のうち30議席が女性に与えられた。女性が占める割合は、ゼロから20パーセントへと急激に拡大した。なお、諮問評議会では2009年から女性を非常勤顧問として各委員会に招集してきた。当時は男性とは距離のある2階席から傍聴する形で参加していたが、正規議員となった2013年以降、男性と同じ空間で議会に参加するようになった。

2015年12月の第3回地方評議会選挙は、このような一連の変化の中で行われた。選挙に先駆けて、地方評議会法が再び改正され、選出議員数が議員の1/2から2/3に、候補者の教育資格は「読み書きができる」レベルから高卒へとそれぞれ引き上げられた。他方で投票可能年齢は21歳から18歳に引き下げられた。また予算や政策決定における地方評議会議員の権限拡大が盛り込まれた。選挙活動については、女性は男性を伴った行進が禁止されたほか、男女ともに12日間の選挙期間中は写真付きのポスターを禁止、女性候補者は男性

筆者紹介

2008年神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程修了。博士（学術）。日本学術振興会特別研究員、高知県立大学講師などを経て現職。

著書に『現代サウディアラビアのジェンダーと権力』（福村出版、2011年）、『イスラーム世界のジェンダー秩序』（明石出版、2014年）、共著に『中東政治学』（有斐閣、2012年）『中東イスラーム諸国民主化ハンドブック』（明石書店、2011年）『グローバル政治理論』（人文書院、2011年）、共訳に『中東・北アフリカにおけるジェンダー』（明石書店、2012年）『21世紀のサウジアラビア』（明石書店、2012年）など。

専門は中東地域の比較ジェンダー論および地域研究。

代理人を通じて男性有権者に訴えることができるなど、「男女隔離」社会に対応した措置がとられた。

女性が選出されにくい湾岸諸国での選挙

サウジ以外の湾岸諸国に目を転じれば、1990年代以降の湾岸諸国では、国によってペースや方向性は異なるものの、国家が主導して女性を政治に参画させる方法が採用されてきた。湾岸諸国で初めて女性の参政権が実現したのは1994年のオマーンでの諮問評議会選挙においてであった。カタールでは1998年の勅令で男女ともに地方選の選挙権・被選挙権が付与されることが決定し、初めて女性議員が選出されたのは2003年の選挙の際であった。バーレーンでは1990年代前半から諮問評議会に選挙が導入されていたが、2000年に首長が任命枠に女性議員4人を任命するまで女性議員は不在であった。議会制度においては湾岸諸国で卓越した歴史を有するクウェートにおいても、女性の参加に強い反発があった。2003年に地方選、2006年に国政選挙でようやく女性が参政権を得たものの、4人の女性議員が選出されたのは2009年の選挙においてであった。

2006年から連邦国民評議会議員の半分を選挙で選ぶことになったUAEでは、選挙人団をあらかじめ指名する方法を採用しており、そもそも立候補・投票できる人が制限されている。UAEでは第1回目の選挙から女性にも参政権が与えられたが、当選したのは一人だけだった。UAEでは、2015年の連邦国民評議会議長選で女性議長が選出されるという画期的なニュースもあった。だが、湾岸諸国では、現在までに選挙によって女性議員数が飛躍的に伸びた国はない。

このように湾岸諸国では、女性が国政選挙あるいは地方選挙において参政権を得て立候補しても選出されにくい現実に直面している。選挙制度は整備されても、政治家として女性が想定されていない、あるいは信用されないのである。複数回にわたって選挙を経験してもこの傾向に大きな変化はなく、選挙で女性政治家を選ぶことには限界があることがわかる。

結果的に、湾岸諸国では首長など指導者が任命枠を活用してジェンダーバランスを確保する方法が採用されることが多かった。教育レベルが高く有能な女性を高位のポストに登用する例は、湾岸諸国では議員に限らず幅広く観察できる。湾岸諸国において女性が大臣や大使などのポストに就いてきたのは、いずれも指導者の決断によるものであった。

サウジでは2009年にはじめて女性の教育副大臣を任命するが、副大臣の健康上の問題もあり、現在では大臣・副大臣ポストともに女性は不在である。とはいえ、前述したとおり2013年に諮問評議会の議席の20パーセントが任命によって女性に与えられた。高い割合の女性議員が誕生した背景には、サウジの諮問評議会が選挙をしていない皮肉な事実がある。湾岸諸国のこれまでの例を振り返れば、選挙よりも任命によって女性の政治参加が進

められてきた。これらの経験に鑑み、2015年のサウジ地方選の注目点は選挙によって女性議員が生まれるかどうかとなっていた。

低調だった有権者登録

2015年第3回地方選の際にもサウジ人の選挙に対する関心は低いままだった。サウジでは、事前に有権者登録をしなければ投票できない仕組みになっており、この登録に一手間かかることが一層、選挙への関心を低くさせているようだ。有権者として登録されたのは、男性135万人、女性13万6,000人であった。サウジアラビアの総人口は3,000万人を超えたが、このうちサウジ人人口は2,000万人であることを考えると、サウジ人人口の7%強しか登録しなかったことになる（有権者登録用紙は写真参照）。

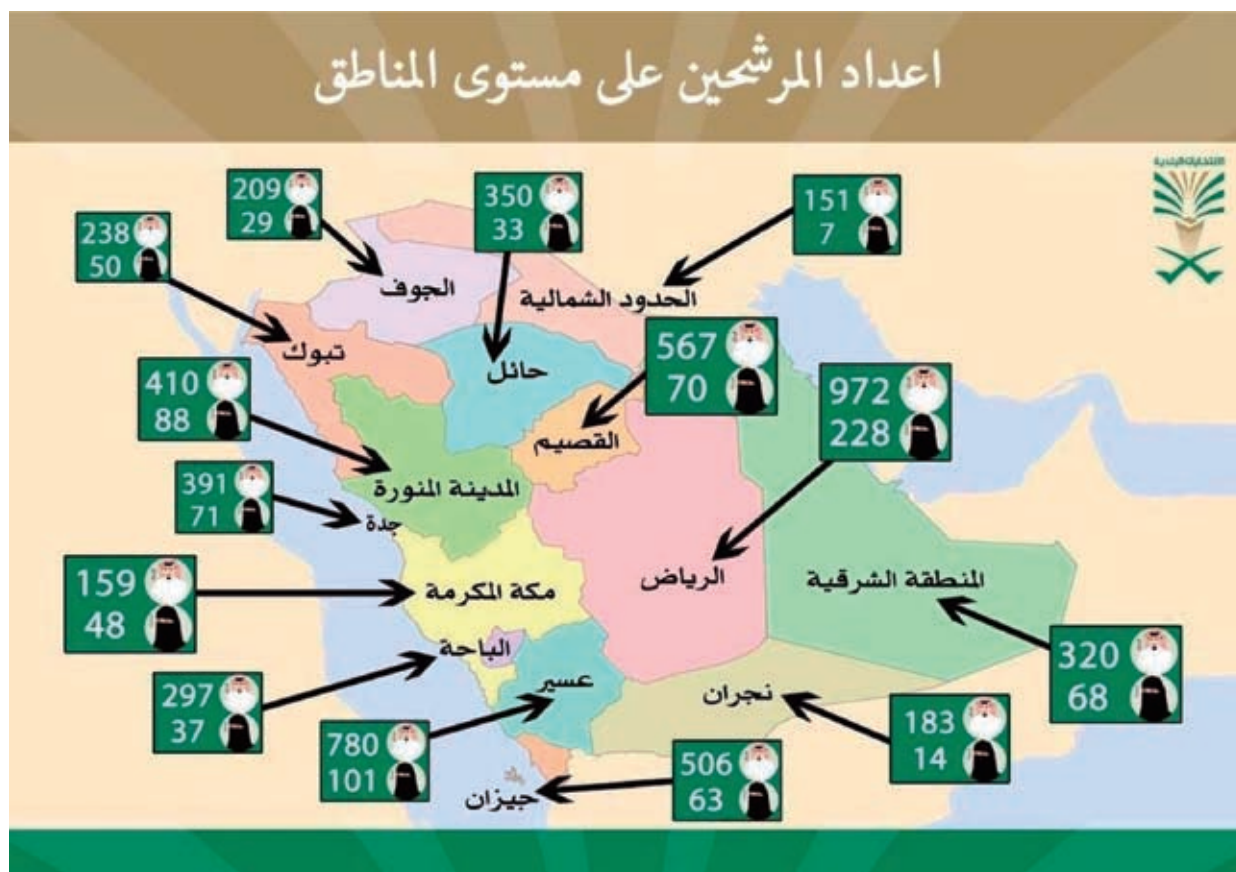
رقم الناخب			رقم الدائرة			رقم التمسلي للناخب			<input checked="" type="checkbox"/> قيد لأول مرة <input type="checkbox"/> انتقال من دائرة أخرى		
الرياض			الرياض			الرياض					
تاريخ الميلاد هجري			العائلة / القبيلة			الجد			الأب		
السنة	الشهر	اليوم									
١٤٣٣	٥	٦									
رقم جواز الناخب						رقم الهوية الوطنية					
[Handwritten numbers]						[Handwritten numbers]					
أقرنا الموقع أدناه / بأني مقيم إقامة دائمة في الدائرة رقم (.....) في نطاق خدمات المجلس البلدي لأمانة / بلدية بمدينة الحي الشارع رقم المنزل القرية / الهجرة وأني بكامل أهليتي الشرعية، ولست عسكرياً على رأس العمل ، وأن مقر سكني في نطاق الدائرة الانتخابية الذي يقع فيها المركز الانتخابي الذي تقدمت للتسجيل فيه وذلك بموجب الوثيقة المرفقة هي (.....) وأن كافة البيانات صحيحة وأتحمل المسؤولية عن عدم صحة أي منها وعلى ذلك أوقع.											
التوقيع: التاريخ:											
انتخابات أعضاء المجالس البلدية الدورة الخامسة ١٤٣٦ اللجنة المحلية للانتخابات بمنطقة الرياض			التوقيع:			من عضو اللجنة المسؤول عن التسجيل			الختم:		
أمانة منطقة الرياض ١٤٣٣هـ الدائرة السابعة المركز الانتخابي رقم ١١٨٢											

- يتكون هذا النموذج من أصل وصورتين:
- أصل النموذج ومرفقاته (صورة الهوية الوطنية، وإثبات مقر السكن) يرسل إلى وحدة المعلومات الانتخابية في اللجنة المحلية للانتخابات للتدقيق وإدخال المعلومات والأرشفة.
 - صورة من النموذج تسلّم للمواطن الذي تم تسجيله كناخب لإثبات قيده ناخب وإحضارها يوم الاقتراع لتسهيل إجراءات تصويته.
 - صورة من النموذج تبقى بمركز الانتخاب وتحفظ في الملف الخاص لقيد الناخبين.

では手続きが面倒な有権者登録はなぜ必要だったのだろうか。われわれ日本人の感覚では、選挙権を有していれば住民票に基づいて自動的に市区町村に登録され、選挙前になれ

ば投票用紙が送られてくる。だが、サウジでは戸籍は存在しないため、どの選挙区で誰が投票を行うのかあらかじめ登録する作業が必要となる。選挙登録するには、身分証明証と住所が記載された光熱費など公共料金の請求書を提出することで名前と住所を一致させる必要がある。しかし、この制度にも幾つかの問題が起きた。たとえば賃貸の家屋に居住している場合には、公共料金の請求者の宛名はその家屋の所有者となるという。そのため家屋の所有者と賃貸者との関係を明確にする必要がある。他方で、異なる選挙区に複数の家屋を所有している場合には、どの選挙区に有権者登録するかについて複数の選択肢が与えられることになる。故郷で同じ部族の候補者に投票するために、わざわざ遠方の故郷で有権者登録した人もいたとされる。

立候補者登録も序盤は振るわなかったものの、最終的には284の選挙区で2,100の議席をめぐって男性約6,000人、女性は900人以上が立候補した。立候補者が出揃った段階で州ごとに性別別の立候補者数が示されたが、リヤドやジェッダなど大都市を抱える州でも女性の割合は2～3割程度にとどまった（州ごとの性別ごと候補者数は以下参照）。



予想されていたことではあったが、女性候補者には複数の壁が立ちはだかった。多くの女性が理由も知らされずに立候補者登録ができなかったとされている。また登録が完了しても、後になって立候補登録が抹消された者もいた。登録を抹消された2人のうちの1人は2014年末に自動車を運転してUAEからサウジ国境への入国を試みて逮捕された経歴を

有していた。もう1人はシーア派の人権活動家であった。

一部のイスラーム学者はファトワー（法学的見解）を出して女性の選挙参加に反発を示した。たとえばアブドゥルラフマーン・アル＝バッラクは、女性の政治参加を明確に禁止した。またアブドゥルアジーズ・アル＝ファウザンは、「良いムスリムなら、女性への議席の割り当て制度が確立してから立候補すべきである。割り当て制度がない現状では、男女ともに男性候補者に投票すべき」と述べた。その他、スマートフォンのアプリ「ワツアップ」では、女性に投票しないよう求めるビデオが出回った。

他方で、選挙についての知識を広めるための組織的な運動も複数立ち上げられた。筆者がコンタクトできたのは、王族系の非営利慈善組織「ナフダ」であった。1962年に設立された「ナフダ」は、これまで女性への教育・研修機会の提供や、女性の就労促進事業を通じて幅広く女性のエンパワーメントに貢献してきた。選挙に際して「ナフダ」では、各地で選挙について説明できる人材を育てた。また「あなたの声で変化は起きる」と書かれたステッカーやTシャツを配布した（写真参照）。さらには交通手段がない人も投票に行けるよう、スマートフォンを用いた配車サービス「ウーバー」と提携した。これによって、選挙当日、投票者は投票所までの移動に無料で「ウーバー」を利用することができた。選挙に女性が参加できるようになったとしても、自動車運転が禁じられた国でどうやって女性が投票に行くのかについて欧米メディアが批判的に論じていたなか、「ナフダ」と「ウーバー」の提携は女性の移動上の制約を一定程度緩和した。貧困層女性への支援で実績のある「ナフダ」ならではのアイデアである。



選挙運動が解禁になると、男女ともに立候補者はさまざまな手段を使って選挙戦を繰り広げた。これまでの選挙運動と同様、選挙戦は一部では資金力による競り合いともなった。以下の写真は、ある女性候補者がフェイスブックに投稿した集会を呼びかける招待状である。招待状には集会場所として市内のあるホテルが指定されている。候補者のなかには一流ホテルへの招待状を発行し、新聞の広告欄に大きな宣伝を出した者もいた。

سلوى بنت عبدالرحمن الشهراني

مرشحة الدائرة الرابعة رقم ٤٧

معاً .. نحو مستقبل واعد



يسرني حضوركم اللقاء الخاص الذي سيقام يوم الثلاثاء

٨ / ١٢ / ٢٠١٥م في فندق هولندي إن الإزدهار

الساعة السابعة مساءً-للرجال والنساء

السيرة الذاتية

- حاصلة على بكالوريوس في الآداب تخصص إنجليزي من كلية الآداب الرئاسة العامة لتعليم البنات (جامعة الأميرة نورة حالياً) عام ١٤١٨ هـ.
- عضو ناشط في ألب الجعومات الخيرية وسيدة أعمال .
- عضو مجلس إدارة في المؤسسة الخيرية الوطنية للرعاية الصحية المنزلية .
- عضو إدارة فرع الجمعية الوطنية للمتقاعدين بالرياض ومنسقة ل تنمية الموارد المالية.
- عضو فعال وداعم في جمعية النهضة النسائية الخيرية.
- عضو فعال في جمعية أسر التوحد .
- عضو فعال في اللجنة الاجتماعية للمرأة والطفل.
- عضو فعال في جمعية كبل (الحد من السنّة) .

رسالتني:

تطوير مستوى الخدمات التي تقدم لسكان الحي والعمل على تنفيذ المتطلبات المقترحة للوصول إلى حي متكامل ومجتمع متكافل .

رؤيتني:

الوصول إلى شراكة مستدامة في صنع القرار بين سكان الحي والمرشح في اتخاذ القرارات التي تخدم المصلحة العامة.

أهدافي

- الوصول إلى حي نموذجي يتوفر فيه كافة المرافق العامة التي تخدم المواطن لينعم ببيئة صحية وأمنة.
- السعي لبناء مركز اجتماعي لسكان الحي ليكون ملتقى لسكان أهل الحي لمناقشة متطلباتهم ومقترحاتهم وتقام فيه دورات توعوية للشباب وأن يحتوي على مركز رياضي متكامل للرجال والنساء.
- السعي للقضاء على الإجراءات الروتينية من خلال تطبيق الحكومة الإلكترونية ومبدأ اللامركزية والاستفادة العظمى من الخدمات التي تقدمها الدولة بكل يسر وسهولة من خلال وجود دائرة مصغرة في الحي تحتوي على معظم الدوائر الحكومية لتنفيذ معاملات المواطنين دون تكبد عناء المراجعات وإضاعة الوقت.
- الاهتمام بالمرافق العامة - كالتنظيف والتشجير والتزهير والإضاءة بشكل عام وشامل.



<http://t.me/sahwabdrahman7>



@sahwabdrahman7



sahwabdrahman7

لمتابعتنا على مواقع التواصل الاجتماعي

21名の女性が当選

開票結果では、21人の女性が選ばれた。これまでの湾岸諸国の経験では、初回の女性では当選しない、あるいは当選したとしてもごく少数であった。サウジの地方選で21人もの女性が当選したことは画期的であった。

しかし立候補者と当選者数の男女比に着目すれば、女性が選ばれにくかった事実も浮かび上がる。約2,100議席のうち男性は2,000人以上が当選、女性はたった21人しか当選していないのである。男性については3人に1人が当選したのに、女性については立候補者

の2パーセントしか当選しなかったことになる。

他方で女性当選者は都市のみならず、地方の小さな村からも出たという明るいニュースもある。実際に、地方選を管轄する都市村落省が発表したデータによれば、立候補者が最も多かったのは男性ではリヤドであったが、女性は東部州の軍事中心の小さな都市ハフル・アル＝バーティンであった。また事前の有権者登録者数の男女格差を考慮すれば、女性候補者は女性有権者のみならず、男性有権者にも投票してもらわなければ勝てなかった。一定数の男性は女性候補者に投票したことが推察される。

人びとの失望と反発

選挙直後の12月末、筆者は女性当選者2人に会うことができた。一人は元学校教員でもう一人は著名なビジネスウーマンだ。女性にとっては競争率の高い選挙であり、特別な公約や施策が認められたのではないかと想定に基づいて質問を進めた。だが、地方評議会の権限そのものが制限されている事情があるためか、ともに公約において他の候補者と大きく異なる点は見当たらなかったことは逆に印象に残った。また、ともに有名部族の出身で、本人または家族の功績が世間で認められた人物であったことも二人に共通する特徴のひとつであった。

一般の人びとについては、無関心が幅広く共有されていた。今回の現地調査中に面会した人のうち有権者登録・投票したのは、立候補者とその家族以外では、諮問評議会議員女性一人だけであった。その他の人びとは、有名人や有名部族の出身者が予定調和的に当選したことに失望し、あるいは反発すら覚えているように思われた。

地方評議会選挙に反発する人の多くは、選挙が部族主義に基づいて行われたことに憤慨していた。ある女性起業家は選挙に行かなかった理由として「候補者の所属選挙区に同じ部族の人が多くいれば、当選するのは難しくない。候補者は部族内で選挙活動していたにすぎない」と説明した。カシーム州を訪問した際に面会した主婦は、部族をさらに細分化して、「選挙は元遊牧民による茶番」と皮肉った。定住民の間では遊牧民を「野蛮」あるいは「無知」として蔑む傾向があり、地方選も両者の亀裂が前提とされていることを批判した。

しかし、実際には部族主義や定住民と遊牧民との亀裂のみでは説明できないことは明らかだ。元遊牧部族出身であり、また兄が立候補したにもかかわらず、投票しなかった者もいた。公務員の傍ら、会社を経営する彼は部族の影響力の強さに嫌気がさして投票しなかったと説明したが、元遊牧民である彼が同一部族の兄に投票しなかったのは、部族や遊牧民が選挙の唯一の説明変数にはならないことを示している。

同様に選挙に失望し、投票しなかった人の中には、選挙に関する情報を一定程度集め、部族主義以外の点を指摘した者もいた。外資系企業に勤める女性は、「ナフダ」などが行っ

た選挙啓発活動について詳しい情報を有していた。彼女は、「これらの啓発活動に参加し、研修を受けた候補者であれば投票したかもしれない。だが元学校教員で教え子の投票を期待できるというだけで立候補したような人は信頼できない」と言った。彼女はさらに、「女性候補者の中には、女性専用の公園の設置を公約に掲げた人もいたが、このような社会の後戻りには賛成できない」として、男女隔離が深まることへの懸念も示した。

これらの理由は、一定程度の合理性を有していることは確かである。たとえば当選者たちは100票程度の得票でも当選しており、部族であれ教え子であれ、同一地区に100人程度の支持者がいれば当選できることになる。また、有名部族出身者が有利とする点についても、筆者が面会した当選者については少なくとも説明変数のひとつとなっているように思われた。だが同時に、これらの理由が流通し過ぎて、選挙への無関心が広く正当化されているようにも思われた。

男女隔離・地方評議会の限界

女性議員を含む地方評議会会合が開始すると、別の問題も浮上した。地方評議会を管轄する都市村落省は、女性が当選したことに鑑みて、男女を別々の会場に配置することを定めた。会議はビデオ中継されることになったのだ。2013年に女性の諮問評議会議員が誕生した際には、男女が同一の会場で会することとなった。これとは対照的に地方評議会では、「男女隔離」が改めて導入されることになった。さらに任命枠で選ばれた議員に女性は一人も含まれなかった。長年女性の権利に関する記事を書いてきた女性評論家マハ・アキールは、これらの決断に失望を隠さなかった。

もうひとつの懸念は地方評議会議員に与えられた権限の小ささである。市町村レベルの地方評議会議員に政治を動かす権限はなく、そのため人びとの関心も薄い。12月の地方選で女性が立候補し、そして投票できるようになったことは画期的であった。だが、21人の女性が地方評議会議員となったことが今後サウジ社会にどのような意義や効果を発揮するかは未確定な点が多い。

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。